

特別支援学校の「センター的機能」の現状と課題 (6)

－「インクルーシブ教育」と「センター的機能」－

企画者	田中 雅子	(東京都立中野特別支援学校)
司会者	奥住 秀之	(東京学芸大学)
話題提供者	高橋 浩平	(杉並区立杉並第四小学校)
	田中 雅子	(東京都立中野特別支援学校)
	滝坂 信一	(元帝京科学大学)

KEY WORDS: 特別支援学校 センター的機能 インクルーシブ教育

【企画趣旨】

特別支援教育の開始に伴い特別支援学校のセンター的機能(以下、センター的機能)が法制上位置づけられ10年が経過した。センター的機能を担当する分掌・組織を設けている特別支援学校は9割を超えている。本シンポジウムでは2012度から5回連続で特別支援学校の特別支援教育コーディネーター(以下、コーディネーター)等が実践しているセンター的機能の取組を紹介し、総括をしてきた。

今回は、それぞれの立場から考える「インクルーシブ教育とセンター的機能」を話題提供するとともに、「何のためにセンター的機能があるのか?」の議論を深めたい。

【話題提供者の要旨】

1. 特別支援学校の「センター的機能」を再考する

(高橋浩平)

「今後の特別支援教育の在り方について」(文部科学省, 2003)には「小・中学校等において専門性に根ざしたより質の高い教育が行われるようにするためには、盲・聾・養護学校は、これまで蓄積した教育上の経験やノウハウを活かして地域の小・中学校等における教育について支援を行う・・・地域における障害のある子どもの教育の中核的機関として機能することが必要・・・」とある。だが、「センター的機能」として地域の学校に対する支援が始まったときに、重度、中程度の障害児ではなく、発達障害の児童生徒に対して、具体的にどのような支援やアドバイスができるのか、いぶかる向きもあった。それが継続できているのは、特別支援学校のコーディネーターのがんばりに負うところが大きい。発達障害の児童生徒に対する具体的なアドバイス事例も多くの蓄積がなされて、一定の水準をつくるどころにまでできていると感じる。

一方で、「小・中学校等において専門性に根ざした質の高い教育が行われるようにするため」の方策が特別支援学校の「センター的機能」であったかどうかは議論の分かれるところである。小・中学校は区市町村立であることが多いわけであるから、本来的には①力量のある(専門性の高い)②(区市町村立の小・中学校の)特別支援学級の担任が③選任でコーディネーターをやること、がベストであったはずである。現状は①力量のない②通常学級の指導を任せられない教員が特別支援学級に回されるという状況があり、特別支援学級と特別支援学校の専門性の格差は開くばかりである。今後まだ「センター的機能」に依存せざるを得ない状況は続くであろう。果たしてそれでよいのか、改めて考えてみたい。

2. インクルーシブ教育の実現に向けたセンター的機能の役割(田中雅子)

学校教育法第74条に「小学校…の要請に応じて児童…必要な助言又は援助を行うよう努める…」とあり、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のため

の特別支援教育の推進(報告)」(中教審, 2012)には「…コーディネーター機能を発揮し…発達障害をはじめとする障害のある児童生徒等への指導・支援機能を拡充するなど、インクルーシブ教育システムの中で重要な役割を果たす…」とある。これまでのセンター的機能の実践例は通常学級への支援が色濃かった印象がある。他方、本シンポジウムでは「特別支援学校の本務は在籍している児童生徒の教育であり、センター的機能は補助的な取組である」という意見が出されることがあるが、そもそもセンター的機能のゴールは、特別支援学校在籍の児童生徒の地域でのゆたかな生活に関わってくるのではないのか。コーディネーターとしてセンター的機能に取り組んできた経験をふまえ、自身の考える「インクルーシブ教育の実現に向けたセンター的機能の役割」について展望したい。

3. 子どもたちを居住地域に帰すために(滝坂信一)

<障害者の機会均等化に関する標準規則>「規則6 教育 8. 通常の学校システムが、まだすべての障害のある人々のニーズを十分に満たさない場合には、特殊教育が考慮されることとなろう。特殊教育は、通常の学校システムにおける教育のために生徒を準備することを旨としたものでなければならない。かような教育の質は一般教育と同じ基準と目標を反映し、密接に関連したものでなければならない。最低限、障害のある生徒は障害のない生徒と同じ量の教育資源を与えられなければならない。国は特殊教育サービスの普通の一般教育との漸進的な統合を目指さなければならない。場合により特殊教育は障害のある一部の生徒に対する最も適切な教育形態として現行においては考慮されることがあろうことが認められる。」(国連総会決議48/96により1993年12月20日に採択)(仮訳:総理府障害者対策推進本部担当室;当時)この<規則>は、<障害者の権利に関する条約>を成立させた背景の一つである。この考えに基づけば、今後の特別支援学校の役割は、就学・在籍する子どもたちを家族の居住する地域の(小中)学校に「帰す」ことを前提にしたうえで、①当該地域の、市町村教育委員会、(小中)学校、保護者等と協働して、各(小中)学校を「地域に住むすべての子どもたちの多様な学習ニーズに対応できる学校」として開発すること、②それぞれの子どものについて個別の指導計画を策定し、日常の教育活動を行うことである。「交流及び共同学習」は、その媒介過程における必要として行われるものと位置づけることが可能である。この文脈に従えば、「センター的機能」は先の2点を具体化するために、①市町村から一時委託された子どもに対し質の高い教育を行う、②関係者ととともに(小中)学校の開発と質の向上に関する協働を行う、の2つを内容とする考え方ができる。

(TANAKA Masako, OKUZUMI Hideyuki, TAKAHASHI Kouhei, TAKISAKA Shinichi)